

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

◎配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、2019年1月1日以前に今お住まいの市町村に住民票を移すことのできない方は、下記に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。

- ①手続きを行った方の分の購入引換券は、配偶者からの代理申請があっても交付しません。
- ②学齢3歳未満のお子様がいる世帯の世帯主分の購入引換券は、手続きを行った方がお子様を同伴している場合、世帯主（配偶者）ではなく、手続きを行った方に交付します。
- ③住民票がある市町村と今お住まいの市町村が異なる場合は、今お住まいの市区町村に購入引換券の交付の申請を行うことになります。
- ④2019年1月1日以前に配偶者と生計を別にしてしている場合は、配偶者に扶養されていないものとみなし、配偶者が課税者であっても、手続きを行った方の課税状況に応じ、購入引換券を交付します。

2019年1月2日以降に配偶者と生計を別にした場合は、2019年1月1日における扶養関係を元に、購入引換券を交付するか判断します。

【手続きの対象となる配偶者からの暴力を理由に避難されている方の要件】

次の①を満たし、かつ②～④のいずれかに該当する方

- ①医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること又は配偶者の被扶養者となっていないこと
- ②配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ③婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること
- ④2019年1月2日以降に住民票が今お住まいの市町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続き

◎申出期間中（2019年5月27日から6月7日まで）に、今お住まいの市区町村の商品券担当窓口へ「申出書」を提出してください。

（「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、内閣府ホームページなどで入手できます。）

※2019年6月7日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。ただし、申出いただいた旨の連絡が、住民票がある市区町村に届いた時点で、すでに購入引換券が配偶者等に対して交付されてしまっている場合、申出を行った方への交付はできませんので御留意ください。